

障害福祉サービス事業等の届出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス事業等のうち、障害者総合支援法第79条第1項に規定する事業（別表1）は、その事業の開始や変更等について、指定申請とは別に事業の開始届出等が必要となります。

1 提出先（事業所の所在地が姫路市内にある事業所に限る）

姫路市健康福祉局 保健福祉推進室（TEL079-221-2398）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

2 事業開始の届出

事業の開始までに、次の事項を届け出て下さい。

- (1) 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む）及び内容
- (2) 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 職員の定数及び職務の内容
- (5) 主な職員の氏名及び経歴
- (6) 事業を行おうとする区域（市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。）
- (7) 障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行おうとする場合、地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行おうとする場合は、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行おうとする場合）、所在地及び利用定員
- (8) 事業開始の予定年月日

(注) 1 届出は事業所ごと、かつ、事業の種類ごとに届け出てください。ただし、居宅介護と重度訪問介護を同一事業所で一体的に運営する場合及び、多機能型による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の届出は、1部にまとめて差し支えありません。

2 障害者自立支援法施行前からすでに行われている障害福祉サービス事業等に相当する事業で法施行前に届出済の事業については、改めて届出を行う必要はありません。（別表2参照）

3 障害者支援施設と一体的に運営される「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」については、障害者支援施設の施設設置届を提出することで足りることとします。

3 変更の届出

2の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内にその旨を届け出てください。

4 廃止又は休止の届出

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、所定の事項を届出てください。

5 届出様式の記入要領

① 共通事項

ア 法人の代表者印を使用してください。

イ 欄内に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

② 事業開始届【様式第1号関係】

ア 「事業の種類及び内容」欄

- ・ 事業の種類は障害者自立支援法上のサービス種類により記入してください。障害福祉サービス事業を行う場合は、障害福祉サービスの種類も合わせて記入してください。（例：障害福祉サービス事業（居宅介護）、障害福祉サービス事業（短期入所）、移動支援 等）また、サービス提供を行う障害種別を特定する場合は、主たる対象者（身体障害、知的障害、精神障害、障害児）も記入してください。
- ・ 事業の内容は、事業所の名称及び事業者が当該事業により提供する便宜（サービス）について、運営規程等を参考に記入してください。なお、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、児童デイサービス、重度障害者等包括支援（施設を必要としない障害福祉サービスを行うものに限る。）、共同生活介護、施設入所支援又は共同生活援助を行なう場合については、当該事業の拠点となる事業所の所在地及び電話番号を併せて記入してください。

イ 「職員の職種、職務の内容及び職員の定数」欄

- ・ 職員の職種及び職務の内容並びにその職種ごとの定数について、運営規程等を参考に記入してください。

ウ 「主な職員の氏名及び経歴」欄

- ・ 管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者について記入してください。なお、経歴については、履歴書、資格証（写）（資格が必要な場合）、研修修了証又は研修受講誓約書を添付してください。

エ 「事業を行おうとする区域」欄

- ・ 事業を行おうとする区域の市町の名称を記入してください。なお、市町の委託を受けて事業を行おうとする場合は、当該市町の名称を記入し、委託契約書（写）を添付してください。

オ 「当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員」欄

- ・ 障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスを行うものに限る。）、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行おうとする場合、地域活動支援センターを運営する事業又は福祉ホームを運営する事業を行おうとする場合は記入してください。
- ・ 「名称」欄には、当該事業の用に供する施設の名称と電話番号を記入してください。

- ・ 障害者施設等を利用して短期入所を実施する場合は、「種類」欄に当該施設の種類を記入してください。
- ・ 「所在地」欄には、施設の所在地を記入してください。
- ・ 「利用定員」欄には、サービスの利用定員を記入してください。

カ 「事業開始の予定年月日」欄

- ・ 事業を開始する年月日を記入してください。なお、市町の委託を受けて事業を行う場合は、当該契約書に記載された開始年月日を記入してください。

キ 添付書類

- ・ 別紙「届出書類一覧」を参照してください

<参考>なお、事業所のパンフレット等があれば、参考として添付してください。

③ 事業変更届【様式第2号関係】

ア 「変更する事項」欄

- ・ 変更を加えた事項の番号に○を付けてください。

イ 「変更前の内容」及び「変更後の内容」欄

- ・ 変更を加えた事項について、変更前の内容、変更後の内容をそれぞれ記入してください。

ウ 「添付書類」

- ・ 別紙「届出書類一覧」に掲げる書類のうち、当該変更に関する書類を添付してください。

④ 事業廃止（休止）届

ア 「様式本文」

- ・ 届出事由に応じ、様式中の「廃止・休止」のうち、該当しない方の字句を「——」で消してください。

イ 「廃止・休止しようとする事業の種類及び内容」欄

- ・ 廃止又は休止しようとする事業の種類及び内容について、②のアを参考にして記入してください。

ウ 「現に便宜を受け、又は入所をしている者に対する措置」欄

- ・ 廃止又は休止するに当たって、現にサービスを受け、又は入所をしている者に対してどのような対応を行うかについて記入してください。

別表1 (障害者総合支援法第79条第1項に規定する事業)

社会福祉事業としての分類	事業の種類	届出根拠法令	様式番号		
			開始	変更	廃止・休止
障害福祉サービス事業	居宅介護・重度訪問介護	障害者総合支援法第79条	1	2	3
	同行援護				
	行動援護				
	療養介護				
	生活介護				
	児童デイサービス				
	短期入所				
	重度障害者等包括支援				
	共同生活介護				
	自立訓練				
	就労移行支援				
	就労継続支援				
	共同生活援助				
一般相談支援事業					
特定相談支援事業					
移動支援事業					
地域活動支援センターを運営する事業					
福祉ホームを運営する事業					

- (注) 1 届出は事業所ごと、かつ、事業の種類ごとに届け出てください。ただし、居宅介護と重度訪問介護を同一事業所で一体的に運営する場合及び、多機能型による生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の届出は、1部にまとめて差し支えありません。
- 2 障害者自立支援法施行前からすでに行われている障害福祉サービス事業に相当する事業で法施行前に届出済の事業については、改めて届出を行う必要はありません。（別表2参照）
- 3 障害者支援施設と一体的に運営される「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」については、障害者支援施設の施設設置届を提出することで足りることとします。

別表 2 (障害福祉サービスに相当する事業)

社会福祉事業としての分類

障害福祉サービス等の種類

(身体障害者福祉法)

身体障害者居宅生活支援事業	身体障害者居宅介護等事業	居宅介護	⇒	居宅介護
	身体障害者短期入所事業		⇒	短期入所
身体障害者相談支援事業			⇒	一般相談支援事業
身体障害者福祉ホームを経営する事業			⇒	福祉ホームを経営する事業

(児童福祉法)

児童居宅生活支援事業	児童居宅介護等事業	居宅介護	⇒	居宅介護
		行動援護	⇒	行動援護
	児童デイサービス事業		⇒	児童デイサービス
	児童短期入所事業		⇒	短期入所
障害児相談支援事業			⇒	一般相談支援事業

(知的障害者福祉法)

知的障害者居宅生活支援事業	知的障害者居宅介護等事業	居宅介護	⇒	居宅介護
		行動援護	⇒	行動援護
	知的障害者短期入所事業		⇒	短期入所
	知的障害者地域生活援助事業		⇒	共同生活援助
知的障害者相談支援事業			⇒	一般相談支援事業
知的障害者福祉ホームを経営する事業			⇒	福祉ホームを経営する事業

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

精神障害者居宅生活支援事業	精神障害者居宅介護等事業	居宅介護	⇒	居宅介護
	精神障害者短期入所事業		⇒	短期入所
	精神障害者地域生活援助事業		⇒	共同生活援助

※障害者自立支援法施行前に上記の事業を行っており、かつ改正前の法令に基づき届出済みの場合は、改めて障害福祉サービス事業等の開始届を提出する必要はありません。(障害者総合支援法附則第15条、平成22年改正附則第18条)